

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び
「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」
に関する Q & A の追加・更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、考え方を整理し、ガイドラインに関する Q & A を追加しました。(追加 1 問、更新 6 問)

※ 既に掲載している Q & A を更新するものについては、修正箇所を赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

【事業者編】

4：個人番号の提供の要求

Q 4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

A 4-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません（国税庁ホームページ「国税分野における F A Q」（Q 2-10）参照）。（平成 27 年 10 月追加）

5：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q 5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して表示した状態で交付してよいですか。また、従業員等本人は、個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場面はありますか。

A 5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則第 93 条が改正されに基づいて、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番

号を記載していない源泉徴収票をを表示した状態で本人に交付することとなります。

~~個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場面としては、所得税の確定申告で使用する考えられます。また、その際の本人確認に関する資料として、その源泉徴収票が利用される予定です（本人確認に関する手続は、内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-3-1、2）参照）。~~

なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。（平成27年10月更新）

（更新理由）

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。

Q5-3 住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。

A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。

~~なお、個人情報保護法第25条の開示の求めに基づく個人番号が記載された源泉徴収票を給与所得の源泉徴収票は、住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で活用する使用することが想定されますが、そのような場合は、番号法第19条各号において認められている特定個人情報の提供に該当しません。~~

~~したがって、そのような場合に、給与所得の源泉徴収票を使用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。~~（平成27年10月更新）

（更新理由）

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。

Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書等）にも個人番号を記載して交付してよいですかかすることになっていますが、本人に交付することは提供制限に違反しますか。

A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書等）については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで本人に交付することとされました。支払通知書は、所得税法等によって個人番号を記載して本人に交付することが義務付けられており、その法律の規定に従って本人に交付することも個人番号関係事務に該当し

~~ます。~~したがって、~~番号法第19条第2号の規定により、個人番号を記載していない~~された支払通知書を本人に交付することとなります。

なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。 (平成27年10月更新)

(更新理由)

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。

14：組織的安全管理措置

Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。

A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。

- ・ 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、~~本人への交付日~~、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。
- ・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。

(平成27年10月更新)

(更新理由)

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。

【(別冊) 金融業務】

17：個人番号の提供の要求

Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。

A17-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録

をお願いします。

~~なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません（国税庁ホームページ「国税分野におけるFAQ」（Q2-10）参照）。社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「よくある質問（FAQ）」（Q4-2-5）参照）。~~（平成27年10月更新）

（更新理由）

具体的な対応方法が書類の提出先の機関である国税庁から示されたことから、回答を更新しました。

18：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q18-1 ~~所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか~~することになっていますが、~~本人に交付することは提供制限に違反しますか。~~

A18-1 ~~所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書等）については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで交付することとされました。~~支払通知書は、~~所得税法等によって個人番号を記載して本人に交付することが義務付けられており、その法律の規定に従って本人に交付することも個人番号関係事務に該当します。~~したがって、~~番号法第19条第2号の規定により、個人番号を記載していないされた支払通知書を本人に交付することとなります。~~

なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。（平成27年10月更新）

（更新理由）

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。